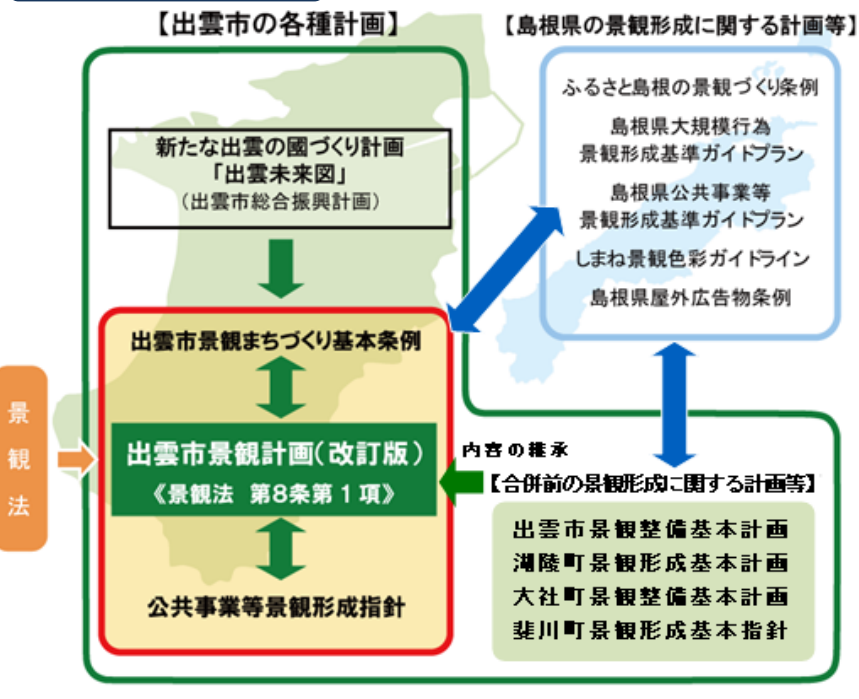


# 出雲市景観計画（平成26年3月一部改正）ダイジェスト版

## 景観計画の役割

景観計画の役割は、出雲市の景観づくりの方向を明らかにし、実際の景観づくりの主体となる、市と市民及び事業者等の役割を示すとともに共通の理解を深め、将来にわたって出雲らしい景観づくりの指針としての役割を担うものです。

## 景観計画の位置づけ



## 地域区分と地域特性に応じた景観形成の基本目標

地域区分	景観形成の基本目標
市街地地域	歴史と文化が息づく出雲市の顔となる、洗練された快適で魅力的な景観を創造する
出雲平野地域	地域固有の景観が広がる出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育てる
歴史的地域	出雲の歴史と暮らしを次世代に伝える歴史的まちなみづくり
湖畔地域	自然素材で囲まれた、穏やかな湖畔景観の保全に努める
海岸地域	変化に富んだ海浜の豊かな自然景観とそこに発達した特徴的な漁村の景観を守り、調和に努める
北山周辺地域	心に残る北山の緑豊かな自然景観を守り、育てる
中山間地域	緑に囲まれたのどかな山里の景観を保全する
道路・河川景観軸	快適で魅力的な道路・河川景観を創造する

## 景観形成地域の指定

出雲らしい景観を形成し、計画的な景観整備が必要な地域について、地元合意を前提に「景観形成地域」として指定し、きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図っていきます。

※変更事項はありません。

## 良好な景観の形成に関する方針

- ◆景観形成の基本目標
  - 豊かな自然景観を守り、育てる
  - 歴史と文化の息づく景観を伝える
  - 快適で魅力的な景観を創造する
- ◆景観形成の基本方針
  - 豊かな自然景観を守り、育てる
  - 歴史と文化の息づく景観を伝える
  - 快適で魅力的な景観を創造する

## 主な展望地

※朱書：斐川地域追加地点

一の谷公園、西谷墳墓群、天王山、出雲文化伝承館、島根県立浜山公園、妙見山、真幸ヶ丘公園、神西親水公園、立久恵峡、旅伏山、愛宕山、青少年の家、宍道湖グリーンパーク、一畑薬師、摺木山、伊秩やすらぎの森、キララ多伎、手引ヶ丘公園、クアハウスシンボルタワー、弥山、奉納山公園、日御碕灯台、**三本松公園、仏経山、高瀬山、大黒山、出雲縁結び空港**

## 届出対象行為

- 建築物の新築、増・改築、移転、大規模な修繕、模様替、外観の色彩の変更  
延床面積が（都市計画区域内 200m<sup>2</sup>、区域外 500m<sup>2</sup>）を超えるもの
- 工作物の新設、増・改築、移転、大規模な修繕、模様替、外観の色彩の変更  
（例）垣、さく、塀、擁壁→高さ4mを超えるもの  
煙突、鉄筋コンクリート造・金属製の柱、電波塔、太陽光発電施設など  
→高さ（都市計画区域内 10m、区域外 13m）を超えるもの、築造面積 1,000m<sup>2</sup>を超えるもの  
電機供給のための電線路、有線電機通信のための線路など→高さ 20mを超えるもの
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積  
高さ 4m を超えるもの、土地の面積 1,000m<sup>2</sup>を超えるもの
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の区画形質の変更、都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び水面の埋立て又は干拓  
面積が（都市計画区域内 3,000m<sup>2</sup>、区域外 10,000m<sup>2</sup>）を超えるもの  
法面又は擁壁の高さが 4m を超え、かつ、長さが 8m を超えるもの

良好な景観形成を図る上で、大きな影響を及ぼさない一定規模以下の行為については、届出の適用除外となる行為があります。

※斐川地域は、平成 26 年 7 月 1 日から景観条例適用